旧大原衛生公苑の利活用に向けたサウンディング(対話型市場調査)実施要領

1 調査の目的

昭和44年に建設した旧大原衛生公苑は、平成元年に現在の施設に更新し、し尿処理施設として運営してきましたが、令和3年4月から、し尿処理業務を広域化したことに伴い、同年9月に条例等改正の手続を経て廃止しました。

旧大原衛生公苑は、国道170号線に近接している非常に交通利便性が高い場所に位置しており、本町の地方創生に有効活用できる可能性が高いため、本町にはないノウハウやアイデアを持つ民間事業者の皆さまに、利活用方策等について調査させていただきたく、サウンディング(対話型市場調査)(以下「本調査」という。)を実施します。

2 本調査の概要

本町において、具体的な利活用方策は明確に定まっておりませんが、敷地周辺には熊取 図書館、中央公園及び住宅地があるため、周辺環境との調和、生活環境への配慮が必要で す。

(1) 本調査の対象者

対象施設を利活用し、当該施設を核とした本町の地方創生に関する提言、協力、支援 を行っていただける民間企業・団体。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ②参加申込書提出時点で、熊取町入札参加停止要綱に基づく指名停止を受けている者
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に 基づく更正・再生手続き中の者
- ④暴力団員による不要な行為の条例等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当する者
- ⑤国税及び地方税を滞納している者

(2) 本調査の対象施設

旧大原衛生公苑(大阪府泉南郡熊取町野田4丁目2063)

(3) 本調査の内容

- ①利活用のアイデアについて
- ②事業スキームについて
- ③想定する改修工事等の内容について
- ④想定される課題について

3 本調査のスケジュール

(1)参加申込み 令和6年8月30日(金)から9月20日(金)まで

(2) 施設見学・ヒアリング 令和6年10月1日(火)から10月18日(金)まで

(3)調査結果の公表 令和6年10月中

4 本調査の流れ

(1)参加申込み(事前申込み制)

令和6年9月20日(金)午後5時までに、エントリーシート(町ホームページでダウンロードできます。)を電子メールにて提出してください。なお、メールの標題は「旧大原衛生公苑エントリーシート」としてください。

- (2) 現地見学及びヒアリング実施日時の連絡
 - ①実施日時は、参加申込者と個別に調整し、電子メール等で連絡します。
 - ②所要時間は、現地見学30分程度、ヒアリング1時間程度で設定します。
- (3) 現地見学及びヒアリングの実施
 - ①施設見学及びヒアリングは、参加者のアイデア・ノウハウの保護の観点から個別に実施します。
 - ②ヒアリングは、熊取町役場庁舎内または近隣公共施設内での実施を予定しています。
 - ③エントリーシートに加え、ヒアリングのために必要な資料がある場合は、当日5部持 参してください。
 - ④必要に応じて追加のヒアリングをお願いする場合があります。
- (4)調査結果の公表
 - ①調査結果の概要は、町ホームページで公表します。
 - ②参加者名、事業者のノウハウに係る部分等の非公開とすべき内容は公表しません。

5 町から提供する資料

- (1) 提供資料名(町ホームページからダウンロードできます。)
 - ①旧大原衛生公苑基本情報
 - ②位置図
 - ③建物平面図
 - ④施設写真
- (2) 提供資料の取扱い

町が提供する資料は、本調査の参加に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

6 本調査の留意事項

(1)参加の取扱い

本調査への参加の有無や意見の内容は、今後、事業化する場合の事業者選定に影響を与えるものではなく、今回不参加の場合でも、事業者選定の手続きに参加できます。

(2) 費用負担

本調査の参加に関する書類作成・提出等に係る全ての費用は、参加者負担とします。

(3) 提出資料の取扱い

参加者から提出された資料は返却しません。また、町は活用方策の検討以外の目的で 提出資料を使用することはありません。

7 問合せ・エントリーシート提出先

熊取町総合政策部企画財政経営課(担当:近藤、藤原)

住 所 〒590-0495

大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号

電 話 072-452-9016(直通)

メール kikaku@town.kumatori.lg.jp